

玖珠町の給与・定員管理等について(平成25年度)

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (平成24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
24年度	人 17,148	千円 8,434,882	千円 330,123	千円 1,546,361	% 18.3%	% 17.3

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
24年度	168	626,088千円	106,324千円	238,924千円	971,336千円	5,782千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(参考)類似団体平均
一人当たり給与費

5,612千円

(3) 特記事項

(給与減額の状況)

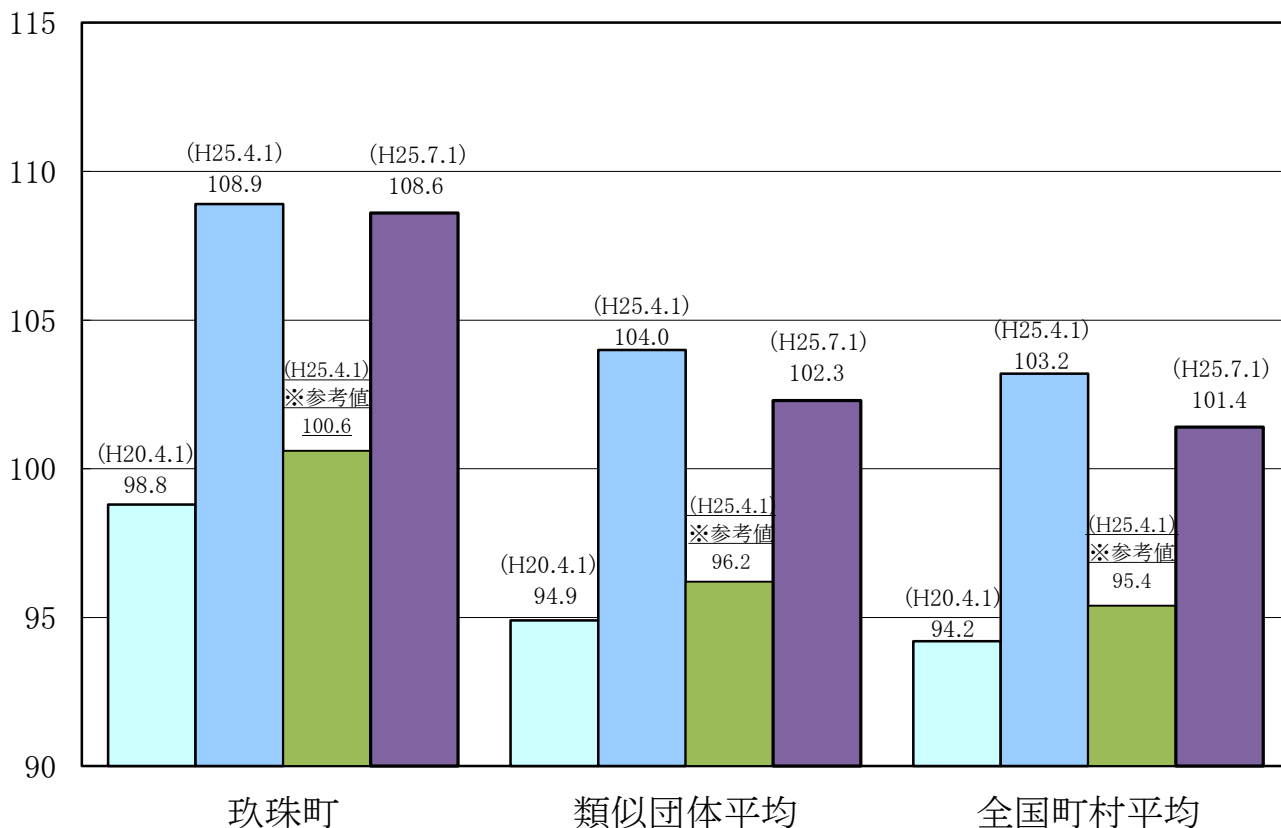
国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由								
実 施	平成25年9月から平成26年4月まで								
抑制済又は減額措置の内容									
(給料)									
抑制内容		抑制割合	・ラスパイレス指数について						
課長級である職員		100分の5							
行政職給料表が6級職員		100分の4							
行政職給料表が5級職員		100分の4							
行政職給料表が3級及び4級職員		100分の3							
行政職給料表が1級及び2級職員		100分の2							
			<table><tr><td>H25.4.1時点</td><td>108.9</td></tr><tr><td>H25.4.1参考値</td><td>100.6</td></tr><tr><td>給料減額時点</td><td>105.5</td></tr></table>	H25.4.1時点	108.9	H25.4.1参考値	100.6	給料減額時点	105.5
H25.4.1時点	108.9								
H25.4.1参考値	100.6								
給料減額時点	105.5								

(その他)

- ・平成25年4月から平成25年8月までの間は、給料月額的全職員1%の減額措置を実施している。
- ・平成22年4月から平成25年8月までの間は、給料月額の町長は10%、副町長、教育長は5%減額を実施している。
- ・平成25年9月から平成26年4月までの間は、給料月額の町長は20%、副町長、教育長は10%減額を実施している。

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)

(例)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況(人事委員会未設置)

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
25年度	— 円	— 円	— 円	—	—	改定なし

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

※本町は人事委員会を設置しておりませんので、記載を省略させていただきます。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の支給月数
	民間支給割合 A	公務員支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
25年度	— 月	— 月	— 月	— 月	— 月	3.95 月

(注) 「民間の支給割合」は、民間事業者で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

※本町は人事委員会を設置しておりませんので、記載を省略させていただきます。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成25年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
玖珠町	歳 40.1	円 321,500	円 372,607	円 347,116
大分県	歳 43.4	円 339,993	円 418,382	円 369,354
国	歳 43.1	円 307,220 (332,446)	円 —	円 376,257 (405,463)
類似 団 体	歳 42.5	円 316,601	円 361,874	円 342,511

②技能労務職

区 分		平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給料月額 (国比較ベース)
玖珠町		歳 51.4	7人	円 368,500	円 374,157	円 369,357
	うち用務員	歳 54.3	2人	円 378,300	円 384,900	円 379,300
	うち調理員	歳 50.3	5人	円 364,600	円 369,900	円 365,400
大分県		歳 51.4	308人	円 361,774	円 403,977	円 379,687
国		歳 49.9	3272人	円 272,119 (286,850)	円 —	円 309,534 (325,400)
類似団体		歳 48.8	12人	円 288,301	円 310,962	円 299,756

(注)

1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法

(2) 職員の初任給の状況(平成25年4月1日現在)

区 分		玖 珠 町	大分県	国
		初任給	初任給	初任給
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	178,800 円	168,756 円 (172,200) 円
	高 校 卒	144,500 円	144,500 円	137,298 円 (140,100) 円
技能労務職	高 校 卒	－ 円	140,100 円	－ 円
	中 学 卒	140,100 円	－ 円	－ 円

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成25年4月1日現在)

		経 験 年 数 1 0 年	経 験 年 数 2 0 年	経 験 年 数 2 5 年	経 験 年 数 3 0 年
一 般 行 政 職	大 学 卒	262,647 円	371,894 円	392,947 円	411,840 円
	高 校 卒	－ 円	319,300 円	373,626 円	392,156 円
技 能 労 務 職	高 校 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円
	中 学 卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円

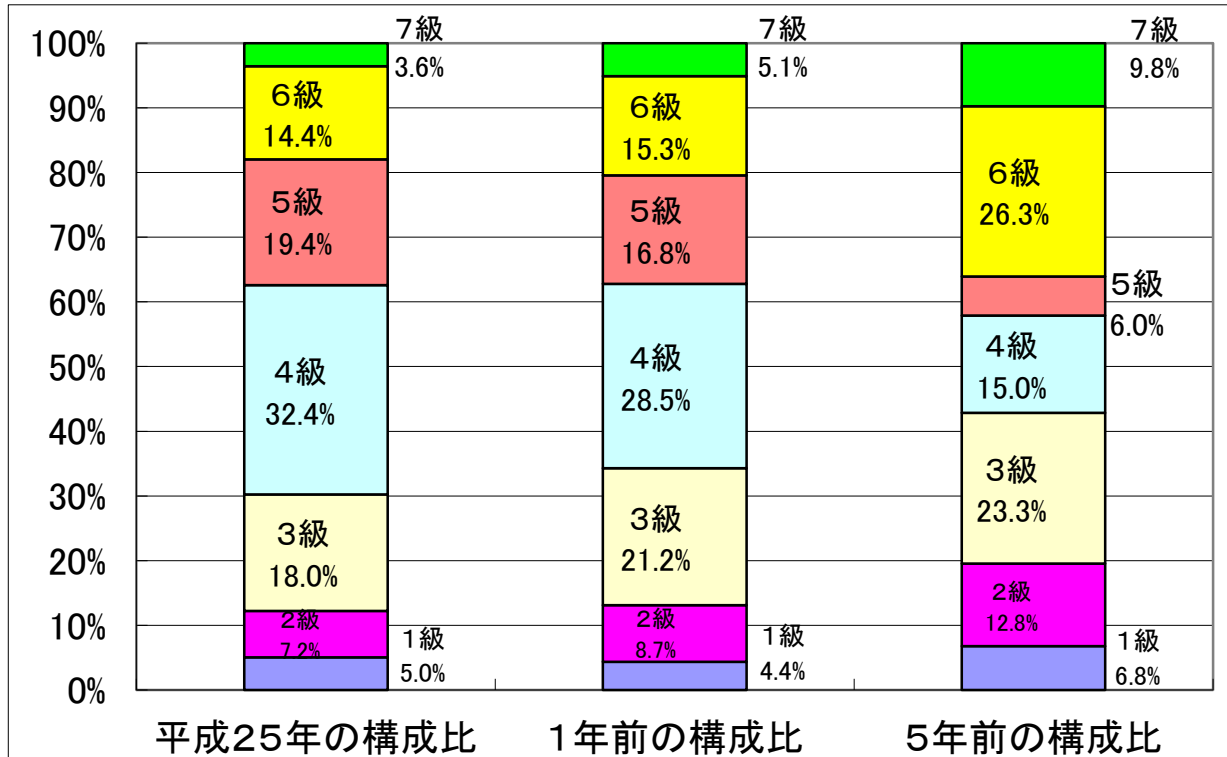
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成25年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事補、主事、技師及び保健師の職務又はこれらに相当する職務	7 人	5.0 %	135,600 円	243,700 円
2 級	主事、技師及び保健師の職務又はこれらに相当する職務	10 人	7.2 %	185,800 円	307,800 円
3 級	主任の職務又はこれに相当する職務	25 人	18.0 %	222,900 円	354,700 円
4 級	主査の職務又はこれに相当する職務	45 人	32.4 %	261,900 円	400,800 円
5 級	係長及び主幹の職務又はこれに相当する職務	27 人	19.4 %	289,200 円	418,800 円
6 級	課長の職務、参事及び課長補佐の職務又はこれに相当する職務	20 人	14.4 %	320,600 円	446,000 円
7 級	困難な業務を所掌する課長の職務又は参事	5 人	3.6 %	366,200 円	456,200 円

(注) 1 玖珠町の規則に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

地方公務員法第40条に基づき、全職員を対象にして勤務成績の評定を実施。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

玖 珠 町	大 分 県	国
一人当たり平均支給額(24年度) 1,439 千円	一人当たり平均支給額(24年度) 1,625 千円	—
(平成24年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (—)月分 (—)月分	(平成24年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成24年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

勤務成績の評定は行っているが、勤務実績の反映については現在協議中

(2) 退職手当(平成25年4月1日現在)

玖 珠 町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 23.03 月分 28.7875 月分	勤続20年 23.03 月分 28.7875 月分
勤続25年 32.83 月分 38.955 月分	勤続25年 32.83 月分 38.955 月分
勤続35年 46.55 月分 55.86 月分	勤続35年 46.55 月分 55.86 月分
最高限度額 55.86 月分 55.86 月分	最高限度額 55.86 月分 55.86 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)	その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)
1人当たりの平均支給額 28,032 千円	

(3) 特殊勤務手当(平成25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)			15 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)			7,500 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)			1.5 %	
手当の種類(手当数)			3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績	左記職員に対する 支給単価
伝染病防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	伝染病防疫作業に従事する職員	防疫作業	0 千円	日額 1,000円
遺体収容に従事する職員の特殊勤務手当	遺体収容に従事する職員	収容作業	0 千円	1体 5,000円
犬猫等動物の死骸の処理に従事する職員の特殊勤務手当	犬猫等動物の死骸の処理に従事する職員	処理作業	15 千円	1体 300円

(4) 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	52,721 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	280 千円
支給実績(23年度決算)	35,918 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	188 千円

(5) その他の手当(平成25年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000 円 2人まで(配偶者扶養) 7,500 円 1人(配偶者非扶養) 7,500 円 1人(配偶者なし) 12,000 円 その他 7,500 円 特定期間の加算 5,000 円	異	配偶者以外の扶養の額	26,534 千円	250,321 円
住居手当	借家(家賃12,000円以上) (支給限度額) 27,000 円 持家 2,000 円 持家新築5年間 3,500 円	異	持家	16,431 千円	142,883 円
通勤手当	交通機関等利用職員 運賃相当額 (支給限度額) 55,000 円 自動車等使用職員(2km以上で支給) (支給限度額) 39,200 円	異	距離区分と額	6,575 千円	55,718 円
管理職手当	定額制	異	支給率	6,737 千円	449,160 円

5 特別職の報酬等の状況(平成25年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 区 町 村 長	677,700円 (753,000円)	(参考)類似団体における最高／最低額	
	副 市 町 村 長	586,200円 (617,000円)	854,000 円／	215,100 円
	収 入 役	- 円	710,000 円／	288,000 円
			- 円／	- 円
報 酬	議 長	315,000 円	420,000 円／	226,500 円
	副 議 長	273,000 円	360,000 円／	180,000 円
	議 員	262,000 円	345,000 円／	157,000 円
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(24年度支給割合)		
	副 市 町 村 長	2.60 月分		
	収 入 役			
	議 長	(24度支給割合)		
退 職 手 当	副 議 長	3.00 月分		
	議 員			
		(算定方式)	(支給金額)	(支給時期)
	市 区 町 村 長	給料月額×在職年数×500/100	15,060千円	任期ごと
退 職 手 当	副 市 町 村 長	給料月額×在職年数×290/100	7,157千円	任期ごと

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

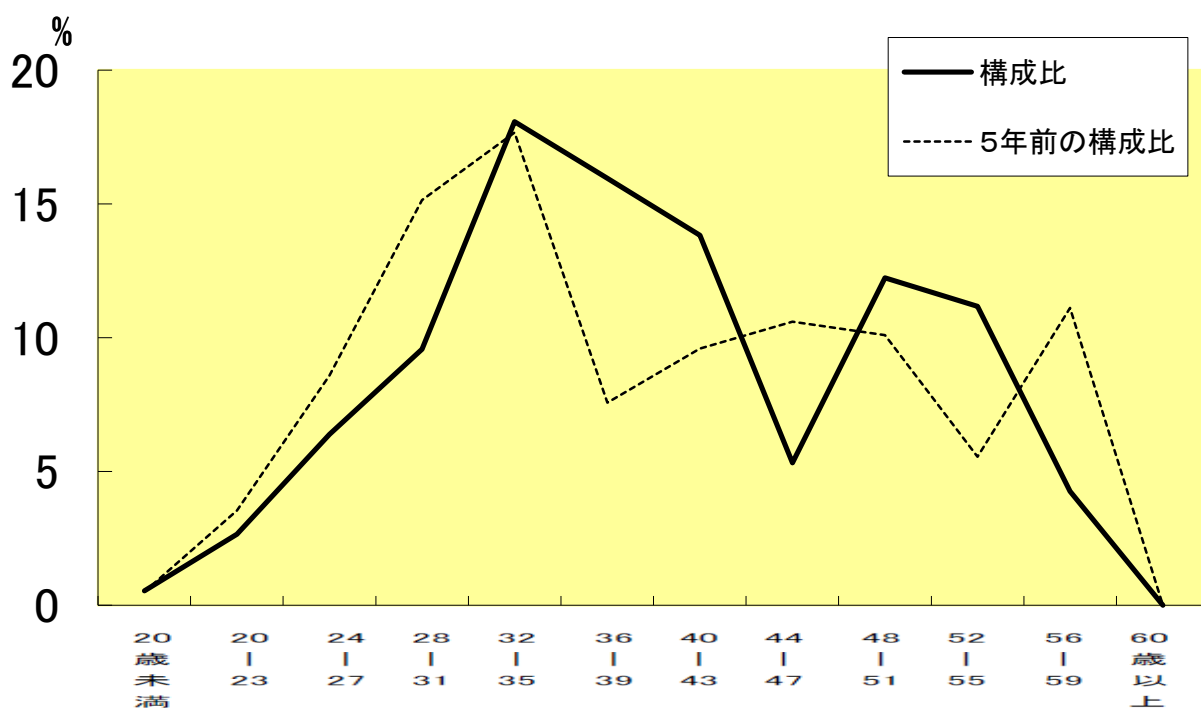
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成24年	平成25年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	派遣職員復帰による部門配置変更等による減 事務事業等見直しによる減 事務事業等見直しによる減 機構改革に伴う業務強化による増 事務事業強化による増 事務の統廃合等に伴う減 事務の統廃合等に伴う増
		総 務	46	43	▲ 3	
		税 務	14	13	▲ 1	
		農林水産	23	22	▲ 1	
		商 工	5	7	2	
		土 木	13	14	1	
		民 生	12	11	▲ 1	
		衛 生	9	10	1	
		小 計	125	123	▲ 2	
	教 育 部 門		44	45	1	事務事業強化による増
	小 計		44	45	1	人口1万人当たり職員数 97.97人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 88.39人)
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道		6	6	0	
	その他		15	15	0	
	小 計		21	21	0	
合 計			190	189	▲ 1	
			[252]	[252]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。(教育長を含む)

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成25年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ~ 23歳	24歳 ~ 27歳	28歳 ~ 31歳	32歳 ~ 35歳	36歳 ~ 39歳	40歳 ~ 43歳	44歳 ~ 47歳	48歳 ~ 51歳	52歳 ~ 55歳	56歳 ~ 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人	5人	12人	18人	34人	30人	26人	10人	23人	21人	8人	0人	188人

(3) 職員数の推移

		年 度						過去5年間の 増減数(率)
		20年	21年	22年	23年	24年	25年	
部 門 別	一般行政職	123人	124人	127人	125人	125人	123人	0人 (0.0%)
	教育	53人	48人	45人	45人	44人	45人	-8人 (-15.1%)
	警察							0人
	消防							0人
	普通会計計	176人	172人	172人	170人	169人	168人	-8人 (-4.5%)
	公営企業会計	23人	21人	21人	20人	21人	21人	-2人 (-8.7%)
総合計		199人	193人	193人	190人	190人	189人	-10人 (-5.0%)

(注)

1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数(教育長を含む)。